

# 資料編

## 1. 大竹市子ども・子育て支援事業計画策定会議設置要綱

大竹市告示第113号

大竹市子ども・子育て支援事業計画策定会議設置要綱を次のように定める。

平成26年5月30日

大竹市長 入山 欣郎

### 大竹市子ども・子育て支援事業計画策定会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大竹市子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を反映させるため、大竹市子ども・子育て支援事業計画策定会議（以下「会議」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 大竹市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 労働者を代表する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から平成27年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、委員が委嘱された後、最初に開催する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は必要に応じて資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月30日から施行する。

## 2. 計画の策定体制

### (1)大竹市子ども・子育て支援事業計画策定会議委員名簿

(順不同, 敬称略)

名 前	所 属
小清水 涼子	さかえ保育所保護者会
福山 久美子	大竹中央幼稚園保護者会
林 未央	大竹市PTA連合会
森田 夏菜子	わんぱくクラブ
西村 公仁	大竹市保育連盟
日域 旭	学校法人大竹学園 大竹中央幼稚園
木村 悦子	大竹市放課後児童クラブ
藤澤 正治	一般社団法人 大竹青年会議所 (※異動により任期途中に交代あり)
谷岡 正和	
山田 洋子	連合広島大竹・廿日市地域協議会
角井 賢治	社会福祉法人 大竹市社会福祉協議会
福中 久美子	大竹市民生委員児童委員協議会
築地 富美	大竹市民生委員児童委員協議会
檜垣 三郎	大竹市青少年育成市民会議
石井 憲幸	大竹市小学校校長会

### (2)策定経過

	開 催 日	開 催 場 所
第1回	平成26(2014)年8月27日(水)	サントピア大竹
第2回	平成26(2014)年10月2日(木)	サントピア大竹
第3回	平成27(2015)年1月29日(木)	サントピア大竹
第4回	平成27(2015)年2月19日(木)	サントピア大竹
第5回	平成27(2015)年3月16日(月)	サントピア大竹

### 3. 大竹市子ども・子育て支援事業計画策定会議での意見

#### (1) 計画の「基本理念」について

- 子どもの人権・主体性を尊重し、健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境を保証し、子どもの最善の幸福のために、保護者・地域・行政が力を合わせる。
- 住んで良かった自慢のできる（誇りに思う）大竹。
- すべての子どもが健やかに成長できる環境を作る。
- このまちで生まれてよかった、このまちで育ててよかった。子どもと大人の笑顔がかがやくまち・おおたけ。
- 安心して子育てができるまち、子どもがすくすく育つまち・おおたけ。
- 健やかに成長できる環境づくり。元気いっぱい遊べる環境づくり。安心と安全。
  - ・安心…困ったとき気軽に相談できる、緊急時の子どもの預かり、夜間・休日の小児科受診。
  - ・安全…通学路の整備、公園など遊び場の防犯。
- ~みんなが笑顔で~  
安心して子育てできる環境を整える。それにより親は心にゆとりを持って子育てができ、子どもたちに笑顔で接することができる。そんな親の中で育てられた子どもたちは、笑って過ごせ、他の人にもやさしくなれる。
- 心身のバランスがとれる基本的な教育、社会性が身につく地域でのかわり方。

#### (2) 「育てたい子ども像」について

- 生まれ育つ地域や関わる人々を愛し、心身とも健全で地域の行事や人々と強調し、自己実現をこの地域でしていける子ども。
- のびのびとすなおな子ども。
- 人として、自分自身も周囲の人も大切に思える子ども。
- 広い視野、目標の持てる、能動的に、一步踏み出せる、大竹市から全国へ、世界へ。
- 心身共に健康で幸せや喜びを感じることでできる子ども。
- 自然や命を大切にし、思いやりのある気配りのできる子ども。
- 自ら考え行動できる子ども。
- 生涯学び続ける意欲のある子ども。
- 友だちと元気に遊び、優しく他人を思いやることでできる子どもになってほしい。
- 夢やあこがれを持った子。
  - ・いろいろな体験ができる機会の提供。
  - ・近所（市内）で習い事などができるように。
- 愛情をいっぱい受けて育った子どもは、他の人にもやさしくなれる、将来に夢を持てる。そんな子どもたちを育てたい。
- 大竹の歴史を学び、継承できる子。
- 生まれ育った町を誇りに思い、どこに行っても頑張れる子。
- ボランティア精神をきちんと理解し、実践できる子。

### (3)「子育て支援に大切なこと」について

- 本当に支援が必要かどうかを見極め、その子・親それぞれに相応しい環境を考え、提供する努力をする。
- 子どもにも親にもやさしい支援を。
- 地域と行政の連携を密にして、子育て世代との良好な信頼関係を大切にしたい。
- 「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」第一の三の1～4段階<sup>(※)</sup>。
- 経済的な負担が少なく、安心して医療や教育を受けさせることができること。
- 世代にあった遊び場の確保や交通安全など子どもの視点からの生活環境の整備。
- 子育てに関する不安や負担を軽減できるような地域の理解やサポートが得られること。
- 子育て中の親への支援。（制度、サービス、地域活動の情報提供等）孤立させない、いろいろな出会い・経験の場の提供、転入者へのフォロー、育児講座など年齢ごとの子育てについて学べる場があれば。
- 100人子どもがいれば100通りの家庭環境がある。（母子家庭・父子家庭・障害のあるお子さんのいる家庭など）色々な家庭環境を想定した子育て支援を考えていきたい。そして、だれもがまた明日も頑張る子育てしようと思える環境を整えることが大切だと思う。
- 生命の尊さ、生きることの難しさ、友だちを含め関わりのある人を大切にできることを学べるような環境をつくりたい。本気で向き合い、勇気を持ってぶつかり、あとで感謝に変わる関わり方。

#### ※「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」第一の三の1～4段階【一部抜粋】

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるという認識のもとに支援が進められる必要がある。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みである。

したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境と整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことである。

このような支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することにほかならない。